

**ベルランド看護助産専門学校**  
**旧ベルランド看護助産専門学校 同窓会会則**  
**社会医療法人 生長会 旧大阪府中看護専門学校**

(名 称)

第一条 本会は、ベルランド看護助産専門学校  
旧ベルランド看護助産専門学校 同窓会と称する。  
旧大阪府中看護専門学校

(目 的)

第二条 本会は、会員相互の親睦及び福祉を図り技術の向上に努め、社会医療法人生長会の発展に寄与することを目的とする。

(組 織)

第三条 本会は、正会員・準会員・特別会員をおく。

- 正会員 一 卒業生
- 準会員 一 在校生
- 特別会員 一 学校運営委員、現職教務職員  
及び特に学校に協力援助のあったものを、この会員とする。

(役 員)

第四条 本会は、次の役員をおく。

- 会長 1名
- 副会長 2名
- 会計監査 2名
- 評議員 各クラスから2名の選出をする。ただし、看護学科27回生より各クラス1名(学年で2名)の選出とする。  
高度専門看護学科1回生はクラスで1名、2回生より各クラス1名(学年で2名)の選出とする。

学校担当者 2名

選出においては、会長・副会長・会計は正会員の中から選出する。

役員の任期は3年として、再任を妨げない。

会計監査員は、評議員の中から2名を、会長が役員会で任命する。

役員の選出方法については、役員会に一任する。

(役 員 会)

第五条 会は、毎年開催することを原則とする。

会は、総会に関する事項・会員の動向・経理に関する事等の意見交換を行ない、

会長がこれを決議し特別会員に報告し会員とともに事項の実施にあたる。  
開催については、会長に一任する。

(総 会)

第六条 総会は、役員任期中に開催し、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。  
総会において、次の事項を報告または審議する。

- (ア) 同窓会の運営
- (イ) 新役員紹介
- (ウ) 庶務報告・会計報告
- (エ) その他、特に必要とする事項

(会 計)

第七条 会計年度は、毎年5月1日に始まり4月末日で終わる。  
本会の会計は、会費をもってこれにあたる。

入会費 ￥2,000-

永久会費 ￥5,000- 卒業時の3月上旬納入とする。

(附 則)

第八条 本会の会則の変更は、総会の承認を得なければならない。

第九条 本会の会則に必要な細則は、別にこれを定める。

第十条 本会則は、昭和60年12月7日より実施する。

本会則は、平成17年5月22日より実施する。

本会則は、平成23年5月16日より実施する。

本会則は、平成30年4月1日より実施する。

(細 則)

第一条 (目的)

ベルランド看護助産専門学校

この細則は、ベルランド看護助産専門学校 同窓会会則(以下「同窓会」という。)  
旧大阪府中看護専門学校

に基づき会則の実践に必要な事項を定めをもって適正な運営管理を行うことを  
目的とする。

- ・総会の開催の時期は3年毎5月とし、日時については役員会で決定する。
- ・総会費は、その都度会員から実費徴収する。
- ・役員に欠員が生じた場合は、会長・副会長により補充任命とする。補充期間のみ。
- ・会員名簿には氏名のみを記入し、住所・電話番号は記載しない。会員の住所・電話番号については会長が管理し、その使用に関しては役員会で決定する。